

<p>Y 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制，未经书面许可，不得转载、摘编等；</p> <p>Y 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系方式等内容，详见里兆律师事务所网站的订阅规则；</p> <p>Y 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的“里兆法律资讯”栏目；</p> <p>Y 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系联系。</p>	<p>Y 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。</p> <p>Y 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの受信にあたってのお願いをご覧ください。</p> <p>Y 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「里兆法律情報」の欄をご覧ください。</p> <p>Y ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご連絡ください。</p>
--	---

Issue 14 • 2006/06/03 ~ 2006/06/09

一、相关新法令及新政策

I 户外广告登记管理规定

【发布单位】国家工商行政管理总局

【发布文号】国家工商行政管理总局令第 25 号

【发布日期】2006-05-22

【施行日期】2006-07-01

【提 示】根据该规定，户外广告发布单位发布下列广告应当向工商行政管理机关申请户外广告登记，领取《户外广告登记证》：

- n 利用户外场所、空间、设施发布的，以展示牌、电子显示装置、灯箱、霓虹灯为载体的广告；
- n 利用交通工具、水上漂浮物、升空器具、充气物、模型表面绘制、张贴、悬挂的广告；
- n 在地下铁道设施，城市轨道交通设施，地下通道，以及车站、码头、机场候机楼内外设置的广告；
- n 法律、法规和国家工商行政管理总局规定应当登记的其他形式的户外广告。

此外，该规定同时明确，在本单位的登记注册地址及合法经营场所的法定控制地带设置的，对本单

一、関係する新法令及び新政策

I 屋外広告登記管理規定

【発布機関】国家工商行政管理総局

【発布番号】国家工商行政管理総局令第 25 号

【発布日】2006-05-22

【施行日】2006-07-01

【コメント】この規定によると、屋外広告の設置業者が下記広告を設置する場合は、工商行政管理機関に屋外広告登記の申請を行ない、「屋外広告登記証」を受領しなければならないとされています。

- n 屋外の場所、空間、施設を利用して設置する、置看板、電光看板、照明看板、ネオンサインを伝達手段とした広告。
- n 交通機関、水上浮漂物、軽航空機、ガス充填物、車体表面、壁面、懸垂幕を利用した広告。
- n 地下鉄施設、都市鉄道路線交通施設、地下通路、及び、駅、埠頭、空港ロビー内外に設置する広告。
- n 法律、法規及び国家工商行政管理総局が登記すべきであると規定するその他の形式の屋外広告。

また、この規定では、地方法規規則に別段 shi の規定がある場合を除き、その業者の登記登録住所及び合法的な経営場所

位的名称、标识、经营范围、法定代表人（负责人）、联系方式进行宣传的自设性户外广告，不需要向工商行政管理机关申请户外广告登记；地方法规规章另有规定的除外。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://wzj.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=ZCFG&ID=186&myRandom=.040897514303673>

I [国家税务总局关于固定资产折旧方法有关问题的批复](#)

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国税函【2006】452号

【发布日期】2006-05-14

【施行日期】2006-05-14

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200605300951137521>

I [国家税务总局关于劳务承包行为征收营业税问题的批复](#)

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国税函【2006】493号

【发布日期】2006-05-24

【施行日期】2006-05-24

【提 示】根据该批复，建筑安装企业将其承包的某一工程项目的纯劳务部分分包给若干个施工企业，则施工企业提供的施工劳务属于提供建筑业应税劳务，对其取得的收入应按照“建筑业”税目征收营业税。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200606020850526823>

I [国家环境保护总局关于废止、修改部分规章和规范性文件的决定](#)

【发布单位】国家环境保护总局

【发布文号】国家环境保护总局令第33号

【发布日期】2006-06-05

【施行日期】2006-06-05

【提 示】根据该决定，废止或者修改的规章和规范性文件如下：

の法定抑制地帯に設置する場合で、その業者の名称、標識、経営範囲、法定代表者（責任者）、連絡先方法について宣伝する自設性屋外広告については、工商行政管理機関に屋外登記の申請を行なう必要がないとも明確化されています。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://wzj.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=ZCFG&ID=186&myRandom=.040897514303673>

I [固定資産の減価償却方法についての国家税務総局による返答](#)

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国税函【2006】452号

【発布日】2006-05-14

【施行日】2006-05-14

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200605300951137521>

I [労務請負行為の営業税徴収についての国家税務総局による返答](#)

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国税函【2006】493号

【発布日】2006-05-24

【施行日】2006-05-24

【コメント】この返答によると、建築取付企業が自らが請け負った工事プロジェクトの純粋な労務部分を幾つかの施工企業に下請けに出す場合、施工企業の提供する労務は建築業課税労務の提供に該当し、その施工企業が取得した収入は「建築業」の税目に基つき営業税が徴収されることとなります。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200606020850526823>

I [一部の規則と規範性文書の廃止と改正についての国家環境保護総局による決定](#)

【発布機関】国家環境保護総局

【発布番号】国家環境保護総局令第33号

【発布日】2006-06-05

【施行日】2006-06-05

【コメント】この決定によると、廃止又は改正される規則と規範性文書は次の通りです。

废 止	n	《环境工程设计证书管理办法》
	n	《有机食品认证管理办法》
	n	《关于同意成立全国饮品企业环境质量管理审核委员会的批复》
	n	《关于发布〈中国环境管理体系咨询机构备案暂行管理规定〉的通知》
	n	《关于印发〈环境保护产品检测机构资质认可管理规定〉的通知》
	n	《关于贯彻〈机动车排放污染防治技术政策〉有关事项的通知》
修 改	n	《关于开展清洁生产审计机构试点工作通知》
	n	《关于开展服务性室内环境检测机构资质试点工作通知》
	n	《关于开展排放口规范化整治工作的通知》(修改内容:删除第七条)

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.zhb.gov.cn/eic/649086819622715392/20060607/18570.shtml>

废 止	n	「環境工事設計証書管理弁法」
	n	「有機食品認証管理弁法」
	n	「全国飲料品企業環境品質管理審査委員會の成立に同意することについての返答」
	n	「『中国環境管理体系諮問機構届出暫定管理規定』の発布についての通知」
	n	「『環境保護製品検査機構資格認可管理規定』を印刷配布することについての通知」
	n	「『車両汚染排出防止技術政策』の関係事項を貫徹することについての通知」
改 正	n	「清掃生産監査機構試験的作業を展開することについての通知」
	n	「サービスに係る室内環境検査測定機構資格の試験的作業を展開することについての通知」
	n	「排出口規範化整備作業を展開することについての通知」(改正内容:第七条を削除)

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
<http://www.zhb.gov.cn/eic/649086819622715392/20060607/18570.shtml>

I 证券市场禁入规定

【发布单位】中国证券监督管理委员会
【发布文号】中国证券监督管理委员会令第 33 号
【发布日期】2006-06-07
【施行日期】2006-07-10
【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.csrc.gov.cn/cn/jsp/detail.jsp?inoid=1149826493100&type=CMS.STD&path=ROOT%3ECN%3E%D0%C2%CE%C5%B5%BC%B6%C1>

【注】

- Y 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- Y 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

I 証券市場参与禁止規定

【発布機関】中国証券監督管理委員會
【発布番号】中国証券監督管理委員會令第 33 号
【発布日】2006-06-07
【施行日】2006-07-10
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.csrc.gov.cn/cn/jsp/detail.jsp?inoid=1149826493100&type=CMS.STD&path=ROOT%3ECN%3E%D0%C2%CE%C5%B5%BC%B6%C1>

【注】

- Y 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- Y ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、相关新信息

1 《商务部关于外商投资举办投资性公司的补充规定》与《商务部关于外商投资举办投资性公司的规定》的简要对比分析

2006年05月26日，商务部发布了《关于外商投资举办投资性公司的补充规定》【商务部令2006年第3号；以下简称“《补充规定》”】，对商务部2004年11月17日发布的《关于外商投资举办投资性公司的规定》【商务部令2004年第22号；以下简称“原《规定》”】作出了若干修订，修订内容主要涉及出资币种及出资期限、业务范围、境内投资、资金管理等方面。律师对原《规定》与《补充规定》，简要对比分析如下：

对比点	原《规定》	《补充规定》
出 资	出资期限	营业执照签发之日起2年内缴清全部出资。 n 营业执照签发之日起2年内缴付的注册资本应不低于3000万美元； n 剩余部分应自营业执照签发之日起5年内缴清。
	外国投资者以人民币合法收益出资（或增资）时外汇相关的手续	没有具体化 进一步具体化
业务范围	服务外包 可以承接其母公司和关联公司的服务外包业务。	除可以承接其母公司和关联公司的服务外包业务以外，还可以承接境外公司的服务外包业务。

二、関係する新たな情報

1 「外商が傘型会社を設立することについての商務部による補充規定」と「外商が傘型会社を設立することについての商務部による規定」の簡潔な比較分析

2006年5月26日，商務部は「外商が傘型会社を設立することについての商務部による補充規定」【商務部令2006年第3号、以下「『補充規定』』といます】を發布し、商務部が2004年11月17日に發布した「外商が傘型会社を設立することについての規定」【商務部令2004年第22号、以下「もとの『規定』』といます】について若干の改正を行ないました。改正の内容は主に投資貨幣の種類及び投資期限、業務範囲、域内投資、資金管理等の方面に涉っています。弁護士は、もとの「規定」と「補充規定」について、以下の通り簡潔な比較を行ないました。

比較箇所	もとの「規定」	「補充規定」
出 資	出資期限	営業許可証が発給された日から2年以内に全部の出資を払い込む。 n 営業許可証が発給された日から2年以内に払い込む登録資本金は3000万米ドルを下回ってはならない。 n 残余部分は営業許可証が発給された日から5年以内に全部を払い込まなければならない。
	外国投資者が人民元の合法的な収益で出資（又は増資）する場合の外国為替に係る手続き	具体化されていない 具体化された
業務範囲	サービスの外注 その親会社と関連会社のサービスの外注業務を引き受けすることができる。	その親会社と関連会社のサービスの外注業務を引き受けられるほか、域外会社のサービスの外注業務も引き受けられる。

分銷	从事分銷業務(含佣金代理、批發、零售和特許經營), 均需按照《外商投資商業領域管理辦法》的規定, 並依法變更經營範圍。	<p>n 可以通过佣金代理(拍賣除外)、批發方式在國內銷售其進口及在國內採購的商品, 無需後續申請變更經營範圍;</p> <p>n 特殊商品及以零售和特許經營方式銷售的, 應符合相關規定(也沒有說, 需後續申請變更經營範圍; 律師理解, 設立時如已符合相關條件, 既可申請獲得相應經營範圍)。</p>
進口試銷	符合原《規定》第15條條件的投資性公司, 允許從其母公司進口與其所投資企業生產產品相關的母公司在國內試銷。	符合原《規定》第15條條件的投資性公司, 允許進口相關產品(產品來源不僅局限於原《規定》的“母公司產品”)在國內試銷。

國內販賣	國內販賣業務(コミッション代理、卸売、小売及びフランチャイズ經營を含む)を取り扱う場合、いずれも「外商投資商業領域管理辦法」の規定に従って、經營範圍を適法に変更する必要がある。	<p>n コミッション代理(競売を除く)、卸売の方法を通じて、国内で、自らが輸入したり、国内で仕入れた商品を販売することができ、經營範圍の変更を申請する必要はない。</p> <p>n 特殊商品及び小売やフランチャイズ經營の方法で販売する場合、關係規定に適合していなければならない。(つまり、その後、經營範圍の変更を申請する必要がある。設立時に關係條件をすでに満たしていれば、相應の經營範圍の獲得を申請することができるかと弁護士は考えます。)</p>
輸入試販	もとの「規定」の第15條の條件を満たした傘型会社は、その親会社から傘下企業の製造する製品に關係する親会社の製品を輸入し、国内で試販することを認める。	もとの「規定」第15條の條件を満たした傘型会社は、關係する製品(製品の出所はもとの「規定」にいう「親会社の製品」だけに限らない)を輸入し、国内で試販することを認める。

委託加工	被认定为地区总部的投资性公司, 可以委托境内其他企业生产/加工其产品或其母公司产品并在国内外销售。	符合原《规定》第15条条件的投资性公司, 可以委托境内其他企业生产/加工其产品或其母公司产品并在国内外销售。
出口退税	未明确规定	出口产品可按有关规定办理出口退税。
进口产品	原规定第16条	删除
对上市公司进行战略投资	未明确规定	允许对上市公司进行战略投资, 其应视为股份有限公司境外股东。
被认定为地区总部的投资性公司的业务范围	未明确规定	<ul style="list-style-type: none"> n 增加了“货物进出口或者技术进出口”、以及分销业务的相关内容; n 经批准, 允许从事经营性租赁、融资性租赁业务; n 允许委托境内其他企业生产/加工产品并在国内外销售, 从事产品全部外销的委托加工贸易业务。

委託加工	地域本部と認定された傘型会社は、域内のその他の企業に自らの製品又はその親会社の製品の生産/加工を委託し、国内外で販売することができる。	もとの「規定」の第15条の条件を満たす傘型会社は、域内のその他の企業に自らの製品又はその親会社の製品の生産/加工を委託し、国内外で販売することができる。
輸出時税金還付	明確には規定されていない	製品を輸出する場合、関係規定に基づき、税金還付手続きを行なうことができる。
輸入製品	もとの規定の第16条	削除
上場会社に対する戦略投資	明確には規定されていない	上場会社に対する戦略投資を認め、株式有限会社の域外の出資者であると見なされる。
地域本部に認定された傘型会社の業務範囲	明確には規定されていない	<ul style="list-style-type: none"> n 「貨物の輸出入又は技術の輸出入」、及び、国内販売業務の関係内容が追加された。 n 批准を受けることで、オペレーティングリース、ファイナンス・リースを取り扱うことが認められる。 n 域内の他の企業に製品の生産/加工を委託し、国内外で販売し、製品の全部を輸出する委託加工貿易業務を取り扱うことを認める。

行使财务中心或者资金管理中心职能且被认定为地区总部的投资性公司的外汇资金管理职能	未明确规定	行使财务中心或者资金管理中心职能且被认定为地区总部的投资性公司，享有一定的外汇资金管理职能： n 对境内关联公司的外汇资金进行集中管理； n 在境内银行开立离岸帐户集中管理境外关联公司外汇资金和境内关联公司经外汇管理机关批准用于境外放款的外汇资金。
投资经营情况的备案上报时间	每年的1~3月份之内。	每年的6月1日前。

財務センター又は資金管理センターの職能を行使し、地域本部に認定された傘型会社の外貨資金管理の職能	明確には規定されていない	財務センター又は資金管理センターの職能を行使し、地域本部に認定された傘型会社は、一定の外貨資金管理職能をもつことができる。 n 域内の関連会社の外貨資金について集中的な管理を行なう。 n 域内の銀行でオフショア口座を開設して、域外の関連会社の外貨資金と域内の関連会社が外国為替管理機関の承認を受けて域外に貸付ける外貨資金を集中して管理する。
投資経営状況の届出申請時期	毎年1~3月の間。	毎年6月1日より前。

【备注】

- n 查看《商务部关于外商投资举办投资性公司的规定》(商务部令 2004 年第 22 号)，请点击以下网址：
<http://wzj.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=ZCFG&ID=50>
- n 查看《商务部关于外商投资举办投资性公司的补充规定》(商务部令 2006 年第 3 号)，请点击以下网址：
http://www.gov.cn/ziliao/ffq/2006-06/07/content_302368.htm

(里兆律师事务所 2006 年 06 月 08 日整理编写)

【備考】

- n 「外商が傘型会社を設立することについての商務部による規定」(商務部令 2004 年第 22 号)を閲覧になる場合は、下記 URL をクリックしてください。
<http://wzj.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=ZCFG&ID=50>
- n 「外商が傘型会社を設立することについての商務部による補充規定」(商務部令 2006 年第 3 号)を閲覧になる場合は、下記 URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/ziliao/ffq/2006-06/07/content_302368.htm

(里兆法律事務所が 2006 年 6 月 8 日付けで作成)

I 关于外商投资的公司的股东出资方式问题

2006 年 04 月 24 日，中国国家工商行政管理总局、中国商务部、中国海关总署、中国国家外汇管理局联合发布了《关于外商投资的公司审批登记管理法律适用若干问题的执行意见》(工商外企字【2006】81 号；以下简称“《执行意见》”)。《执行意见》第 10 条对外商投资的公司的股东出资方式（以下简称“股东出资”）进行了规定，结合新《公司法》以及新《公司登记管理条例》的

I 外商投資の会社の投資者による出资方式について

2006 年 4 月 24 日、中国国家工商行政管理総局、中国商務部、中国税関総署、中国国家外国為替管理局は、「外商投資の会社審査批准登記管理の法律適用にあたっての若干問題についての執行意見」(工商外企字【2006】81 号、以下「『執行意見』」といいます)を共同で発布しました。「執行意見」第 10 条では外商投資の会社の投資者による出资方式（以下「投資者による出資」といいます)について規定を設

相关规定,《执行意见》第 10 条对股东出资方式进行了以下几个方面的规范:

n 总结、明确了股东出资方式的基本法律框架为:

1. 《公司法》第 27 条的规定,即,股东出资除可以采用货币、实物、知识产权、土地使用权的形式外,还可以采用其他可用货币估价并可以依法转让的非货币财产形式出资;
2. 《公司登记管理条例》第 14 条的规定,即,股东出资不可以采用劳务、信用、自然人姓名、商誉、特许经营权、设定担保的财产等形式。
3. 除上述法律和行政法规外,中国国家工商行政管理总局于 2005 年 12 月 27 日颁布了《公司注册资本登记管理规定》,根据上述法律法规的规定,从工商行政管理操作的角度总结性规定了股东出资方式的问题。

n 规定了股东采用其他可用货币评估并可转让的财产出资的程序:

1. 《执行意见》第 10 条相关内容的法律背景:2005 年 10 月 27 日,中国全国人大常委会颁布的修订后的《公司法》第 27 条扩大了股东出资方式的范围,除修订前的《公司法》第 27 条所规定的除货币、实物、知识产权、土地使用权等出资方式外,可用货币估价并可依法转让的非货币财产也属于股东出资的合法方式;
2. 对采用可用货币估价并可依法转让的非货币财产的方式进行股东出资的,应当遵循的程序是:
 - 1) 评估:由中国境内依法成立的评估机构对相关作为股东出资的非货币财产进行评估作价、核实;
 - 2) 验资:股东实际缴纳作为股东出资的非货币财产,由中国境内依法成立的验资机构对相关非货币财产进行验资并出具验资证明,作为股东履行出资义务的凭证。

n 对中外合资企业股东以非货币方式出资的财产评估问题进行了例外性规定:

1. 《中外合资经营企业法》第 5 条规定了合资企业股东出资方式为货币及非货币的实物、工业产权(如商标权、专利权)等。
2. 中外合资企业股东以非货币方式出资的财产(如机械设备等实物,除土地使用权外的商标权、专利权等工业产权),可以不必执行《执行意见》第 10 条所述的对非货币财产出资的评估程序,而是由合资企业各方股东通过评议商定作为出资的非货币财产的价格。

根据律师目前与国家商务部、国家工商行政管理总局、上海市外国投资工作委员会、上海市

新「会社法」及び新「会社登記管理条例」の關係規定と併せて、「執行意見」第 10 条は投資者による出資について以下の幾つかの方面で規範化しています。

n 投資者による出资方式の基本的な法律の枠組みを以下の通りまとめ、明確化しました。

1. 「会社法」第 27 条の規定によれば、投資者による出資は貨幣、現物、知的財産、土地使用権の形式であつてよいほか、その他の貨幣で評価でき、適法に譲渡できる非貨幣性資産の形式にて出資することもできます。
2. 「会社登記管理条例」第 14 条の規定によれば、投資者による出資は、労務、信用、自然人の氏名、のれん、フランチャイズ経営権、担保を設定した財産等の形式を採用してはなりません。
3. 上記の法律と行政法規のほか、中国国家工商行政管理総局は、2005 年 12 月 27 日に「会社登録資本金登記管理規定」を發布しており、この法律法規の規定によると、工商行政管理の取扱といった側面から投資者による出資の方式について総合的に規定が定められています。

n 投資者がその他の貨幣で評価でき、しかも譲渡することが可能な財産で出資する場合の手順を定めています。

1. 「執行意見」第 10 条に關係する内容の法的背景:2005 年 10 月 27 日、中国全国人民代表大会常務委員会が發布した改正後の「会社法」第 27 条は、投資者による出资方式の範囲を拡大しており、改正前の「会社法」第 27 条で定める貨幣、現物、知的財産、土地使用権等の出资方式のほか、貨幣で評価でき、しかも譲渡することが可能な非貨幣性資産も投資者による出資の合法的な方式に該当することになりました。
2. 貨幣で評価でき、しかも譲渡することが可能な非貨幣性資産の方式で投資者による出資を行なう場合、遵守しなければならない手順は次の通りです。
 - 1) 評価:中国域内に適合に成立した評価機構が、係る投資者による出資としての非貨幣性資産について評価し、確認する。
 - 2) 出資監査:投資者の実際の払い込みを投資者による出資の非貨幣性資産として、中国域内に適法に成立した出資監査機構が、係る非貨幣性資産について出資監査を行ない、出資監査証明を発行し、投資者が出資義務を履行したことの証拠とする。

n 中外合弁企業の投資者が非貨幣方式で出資する資産の評価について、例外的な規定を設けています。

1. 「中外合弁経営企業法」第 5 条で合弁企

工商行政管理局等相关部门的沟通情况，商务主管部门可能计划对非货币财产出资等问题作出进一步规范。

【备注】

查看《国家工商行政管理总局、商务部、海关总署、国家外汇管理局关于外商投资的公司审批登记管理法律适用若干问题的执行意见》（工商外企字【2006】81号），请点击以下网址：

<http://wzi.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=ZCFG&ID=180&myRandom=.401064412252937>

（里兆律师事务所 2006 年 06 月 09 日整理编写）

業の投資者による出資の方式は貨幣及び非貨幣の現物、産業財産権（例えば、商標権、特許権）等とすると規定しています。

2. 中外合併企業の投資者が非貨幣の方式で出資する財産（例えば、機械設備等の現物、土地使用権を除く商標権、特許権等の産業財産権）は、「執行意見」第 10 条にいう非貨幣性資産の出資に対する評価手順を行わずに、合併企業の各投資者が評議を通して出資としての非貨幣性資産の価格を確定することができます。

弁護士が、現在、国家商務部、国家工商行政管理総局、上海市外国投資工作委員会、上海市工商行政管理局等の関係部門にヒアリングを行なって確認できた状況によれば、商務主管部門は非貨幣性資産等についてさらに規範化を行なう用意があるようです。

【備考】

「外商投資の会社審査批准登記管理の法律適用にあたっての若干問題についての国家工商行政管理総局、商務部、税関総署、国家外国為替管理局による執行意見」（工商外企字【2006】81号）をご覧になる場合は、下記 URL をクリックしてください。

<http://wzi.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=ZCFG&ID=180&myRandom=.401064412252937>

（里兆法律事務所が 2006 年 6 月 9 日付けで作成）